

## 学芸員とは

柴 正博

### 学芸員とは

博物館法には、「博物館に、専門的職員として学芸員を置く。」とあり、「学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。」としています。また、博物館法には博物館の事業として、その目的を達成するため、おおむね以下の事業を行う。」としています。

- ①実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- ②分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- ③博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- ④一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- ⑤博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- ⑥博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- ⑦博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- ⑧博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- ⑨当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- ⑩社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- ⑪学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- ⑫学校・図書館・研究所・公民館等と協力し

てその活動を援助すること。

これらの多岐にわたる仕事をおもに学芸員が行うことになります。

### 博物館の核は「もの」と学芸員

博物館は、元々あるテーマで集められた「モノ」を恒久的に保存する「蔵」です。そのため、「モノ」のない博物館は博物館でないと同様に、「学芸員」のない博物館は博物館ではありません。学芸員の専門分野とそのスキルで、その博物館の内容や質が決まります。すなわち、学芸員の専門性と個性、何をやるかでその博物館の内容が決まります。

学芸員は研究者であると同時に、その「モノ」についての普及教育者でなくてはなりません。「研究だけをしている研究者」や「研究ができない教育者」は、博物館にはいません。研究者は、その専門分野に限られていても、その分野全般に対してその時々総合的な知識と考え方、人的なネットワークをもっています。そのため、その専門分野に関連する他の分野の問い合せに対しても十分にカバーできます。

博物館では、「モノ」に対しての調査・研究、整理・保管・管理、普及・展示・利用対応などの活動のすべてを学芸員がします。しかし、欧米の大規模な博物館では、それぞれの仕事を研究者（Researcher）、収蔵管理者（Conservation manager）、展示設計者（Exhibition designer）、教育者（Educator）、経営管理者（Business manager）などと、それぞれの仕事を分業するところがあります。学芸員が学芸員としての活動を行うためには、欧米の博物館のようにそれぞれの仕事を分担しながら、それぞれの業務に適した形で博物館活動を遂行することも必要です。しかし、研究だけの学芸員、収蔵管理だけの学芸員、展示だけの学芸員、教育・普及だけの学芸員というように完全に分業にしてしまうことは、博物館の活動にとってよいことではないと考えます。

博物館の調査・研究・収集活動だけでなく、

大量の収蔵資料の整理や管理に関して、それらの仕事は学芸員だけではできないものではなく、博物館で働く人たちのある程度の分担と、協力者や支援者の協力で成り立っていくものと思います。このような博物館の外の人たち、たとえば研究者や学生、地域の人々も含めて活動を展開できるのも、博物館の特徴といえます。最近では、博物館の展示や教育活動にも市民の協力を得て行っているところもあり、いわゆる共同研究者やボランティアは博物館にとって重要な協力者・支持者です。

博物館は本来、ある「モノ」に関する研究・収蔵・教育のコングロマリット（複合組織体）であり、地域の人々のための研究・収蔵・教育機関である博物館は、さらに研究者や地域の人々もまきこんで立体的、そして地域にとどまらず世界的（グローバル）というように発展していかなくてはならないと思います。その意味で博物館の学芸員は、その「モノ」に対しての専門家（研究者）であり、教育者であり、活動のリーダーやマネージャーでなくてはならないと考えます。

#### 学芸員の現状と研究活動

いくつかの例外を除き、わが国の学芸員のほとんどは社会的に「研究者」と認められていません。わが国での「研究者」の定義は、研究を実践している人ではなく、「指定学術研究機関」に勤務し奨励研究を除く「科学研究費補助金」を受けられる、「研究者番号」をもつ人のことをいいます。したがって、学術研究機関として指定されている一部の博物館（ふじのくに地球環境史ミュージアムは指定学術研究機関です）を除く、日本のほとんどの博物館の学芸員はわが国では「研究者」とは呼ばれません。

そのため、わが国の学芸員の多くは、「博物館の中で研究することさえ、ある後ろめたさをもって行っている。」（岡田，1998）というのが現実です。しかし、博物館は本来研究機関であり、大石ほか（1998）が述べているように、学芸員こそが博物館資料の「ヘビーユーザー」に他なりません。そして、学芸員は博物館において知的資産を創造し、それを加工して社会に還元する立場にあります。そのためには、博物館での学芸員の研究活動が補償されるように、博物館業務の分業体制や学芸員の研究体制などの整備が必要です。

博物館の研究体制の整備については、学芸員自身が研究や条件獲得に努力することはもちろんですが、まず研究が博物館活動の基礎にあるということを学芸員同士および博物館職員の共通認識として持つことが重要です。つぎに、博物館の研究目的を明確化し、具体的な研究テーマを決定して、研究活動を博物館活動の中心に位置付けなければなりません。

学芸員自身の個人研究について、千地（1978）は、「研究という行為は人間の高度な精神活動であることから、そのテーマの選択は本来だれにも強制されず学芸員自身の自由な意思で決定されるべきである。」と述べていますが、つづけての以下のことを記しています。

- (1) 自己の調査研究のテーマをその博物館の目的にそったものにするよう努力する。
- (2) その成果を博物館資料として残す。
- (3) その成果を展示や出版、教育活動を通じて地域住民に返す。
- (4) その過程の中でさらに新しい調査研究のテーマを見出し、博物館活動の質を高める。
- (5) その発展過程で、博物館への協力者（専門家）や地域住民の参加を求めていく。

すなわち、学芸員の個人研究は、専門分野における力量を高め、博物館活動の質を高めるものであり、学芸員同士による研究発表や相互討論を通じて、できるだけ博物館の研究活動の中に個人研究を位置付けることが必要です。そして、学芸員の研究テーマは、地域の特徴を活かした地元に着目した地域の課題に設定して、研究を進めるべきです。ローカルな研究なくしてグローバルな研究はなく、また反対にグローバルな見識なくしてローカルな研究の発展はありません。

博物館における研究体制の特徴として、チーム研究や機関研究があります。博物館では、学芸員同士または外部研究者も含めてある研究テーマでチームをつくり研究を行うことがあります。しかし、現実として博物館に十分な数の学芸員がない場合が多く、このような場合に外部の他機関や他の研究者、アマチュアとの形をこたわらない共同研究を行う体制をとるべき（糸魚川，1993）であると考えます。この意味で、ふじのくに地球環境史ミュージアムで最近行った「茶草場」の研究は、そのような研究のひとつのモデルといえると考えます。